

令和 8 年度沖縄観光グローバル事業 「外国人観光客誘致強化戦略策定事業」委託業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和 8 年度沖縄観光グローバル事業「外国人観光客誘致強化戦略策定事業」委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 23 日まで

3 業務目的

沖縄県では、第 6 次沖縄県観光振興基本計画「世界から選ばれる持続可能な観光地」を目指し、観光客数の増加と並行して、消費額の向上と平均滞在日数の延伸を図るための取り組みを行っている。令和 7 年（暦年）は日本から沖縄への観光客数は過去最高を記録しているものの、外国人観光客数に限ればピークとなる平成 30 年（暦年）には届いていないのが現状である。

本事業は、平成 24 年度及び 27 年度に実施された「外国人観光客誘致強化戦略策定事業」の海外市場マーケティング調査から 10 年が経過していることから、近年の世界情勢により外部環境変化が生じたことによる、各国各地域の旅行者意識の変化等を踏まえ昨年度戦略策定を行った。

今年度は昨年度実施した本事業の策定をより深化させるため、調査市場の拡大、市場に合ったプロモーション方法、インバウンド戦略の策定を行う。また、昨年度からの世界情勢が大きく変化していることから、航空路線も含めて、効果的な外国人誘客につなげることを目的とし、外国人観光客の誘致強化戦略の策定を行う。

4 調査対象市場

- (1) 主力市場：韓国・香港・台湾
- (2) 拡大市場：シンガポール・タイ・中国
- (3) 高質市場：米国・欧州※・豪州

※ 欧州は、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペインの 5 ヶ国とする。

- (4) 開拓市場：マレーシア・ベトナム・フィリピン・インドネシアなどの ASAEN
- (5) 検証市場：インド・ロシア・北欧（フィンランド・スウェーデン）
- (6) 新たな市場：中東（UAE）、中米（メキシコ）、南米（ブラジル）、北米（カナダ）

※ その他、提案者が調査すべき市場を追加しても構わない。

5 業務内容

(1) 各地域のデータ整理

ア 各地域の基礎データ（人口、一人当たりの GDP、成長率、最新の経済トピックなど）

IMF（International Monetary Fund）や外務省等から発表されているデータを中心にその地域の基礎データの整理、最新トレンドなどの分析を行う。

イ 航空データ及び市場調査データの整理 調査・分析

日本政府観光局（以下、JNTO という。）や沖縄県が発表しているデータの他、航空データを用いて、需要や実績データから、沖縄の入域観光客の概要や分析し旅行実態調査を実施する。下記の情報についても分析を行うこと。なお、航空データは、予約もしくは実績のデータのいずれでもよい。

- ① 対象国からの沖縄への訪沖外国人客数
- ② 訪沖外国人の属性
- ③ 外国から入域する際に、日本の空港を活用し、沖縄へ入域した観光客数
- ④ 各地域から海外の主要空港を経由した沖縄入域観光客数（空港別）
- ⑤ 県が指定する航空会社が保有している機材及び購入予定の数の整理
- ⑥ その他、主要データについてはアウトバウンドについても算出可能であれば分析を行う。

なお、提案にあたっては、過去のデータを用い、複数地域のサンプルとしてデータを抽出し、分析を行ったものとする。

(2) 潜在顧客動向調査（アンケート調査）

効果的な外国人誘客プロモーションを実施するために、全市場の潜在顧客を対象に沖縄に対する認知度、好意度、イメージ、訪問意向、訪沖阻害要因等、海外旅行先に決定時の重視点などを明らかにするためアンケート調査を行い、その結果を分析すること。

<調査仕様>

- ① 調査手法：WEB アンケート調査
- ② 対象者：下記の条件にすべて合致する旅行者※
 - ア 年1回以上海外旅行に行く
 - イ パッケージツアーではなく、個人旅行者
 - ウ 一定レベル以上のホテルに宿泊（バックパッカー排除）ただし、対象者の詳細については、受託後に県と協議のうえ決定する。
- ※ 沖縄観光グローバル事業「沖縄観光ブランド戦略推進事業」と同じプレミアム FIT（Frequent Individual Traveler）を対象とする。
- ③ サンプル数：各市場 400 サンプル以上

- ④ 調査対象：基本、「4. 対象市場」全市場調査するものとし、予算やスケジュールを踏まえ、対象の絞り込みの検討も可能とする。但し、事業開始後に協議の上、決定する。
- ⑤ 設問内容：令和7年度外国人観光客誘致強化戦略策定事業との比較を行うため、同じ設問とするが、より効果がでるとと思われる設問がある場合、提案を行うこと。なお、設問の追加・変更については、採択後、県と協議のうえ設定すること。

(3) 外国人誘客の効果的プロモーション策定

沖縄観光グローバル事業での効率的なプロモーションを実施するため、各地域でのターゲット層、プロモーション方法などは、今後検討する土台となるデータの収集を行うとともに、課題を抽出したうえで各市場にあった効果的なプロモーション方法の策定について提案すること。

(4) 他の調査分析事業との連携

本調査は、県や JNTO などが行っている統計等を元データとし分析を行うが、より効果が出ると思われる施策との連携が可能であれば提案すること。

(5) 航空データから得られる情報

航空データについては、県及び県が指定する団体等が閲覧できるようなダッシュボードすること。データの不明点がある場合、データ供給側への問い合わせが可能な体制にすること。

(6) インバウンド誘客する事業との連携

県が実施している、他の事業でインバウンド誘客事業をより効果的な誘客のプロモーションとするため、データの検証を行ってうえでプロモーション実施すること。プロモーション後は、効果検証を行うこと。

提案では、データ分析に基づくプロモーションを提案することとし、契約後プロモーション実施する際には、県と協議のうえ決定すること。

6 成果物

本事業の成果物として、以下を沖縄県に納品すること。

- (1) 「5 業務内容」に係る全ての制作物
- (2) 事業報告書（電子データ一式）
- (3) 事業報告書概要版（電子データ一式）
※ 可能な限り、(2)の50%以内のページ数にすること
- (4) 事業報告書（沖縄観光マーケティングハンドブック）10冊
- (5) その他沖縄県が提出を指示するもの

7 業務の再委託

(1) 再委託の定義

本業務委託仕様書で定める再委託については、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部または一部について、第三者（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいう。

(2) 第三者への委任又は請負の範囲

① 本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は、以下のとおりとする。

ア アンケートツールの作成及び回収

イ アンケート実施での人員配置

ウ その他本事業を効果的に実施するために必要な業務であつて、県と協議を行った業務

エ その他、簡易な業務

「5 業務内容」の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本委託業務を遂行する上で必要な直接経費で第三者において企画判断や管理運営等を伴わない経費は、需用費、役務費、使用料／賃借料等の中で適切に整理及び管理を行うこと。

(3) 一括再委託の禁止

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(4) 契約の主たる部分の再委託の禁止

委託業務の成果に密接に関わる業務など、受託者が履行する必要がある次の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

【契約の主たる部分】

(ア) 契約金額の 50 %を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務

ただし、業務の履行上、これにより難い特別な事情がある場合は、予め沖縄県と協議の上認めた場合に限り、これと異なる取扱いをすることがある。

(5) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

(6) 再委託の申請及び承認

業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、以下の手続きにより再委託開始予定日の 10 日前までに、「再委託承認申請書」を沖縄県観光振興課に提出し、

事前に沖縄県から再委託の承認を受けるものとする（様式については、業務委託契約前の協議時に提示する）。

ただし、以下に該当する場合は、業務の管理運営上、再委託の申請及び承認の手続きを省略できるものとする。

- ① 業務委託契約書案第2条に定める、受託者が作成する実施計画書において、再委託先の選定方法、再委託の内容、概算額等の内容が明記された業務で、実施計画の一部として沖縄県が承認したもの。
 - ② 契約（請負）額が100万円未満で、再委託先において企画判断や管理運営等を伴わない業務
 - ③ その他、金額にかかわらず、以下の簡易と認められる業務
 - ア 資料の収集、整理
 - イ 複写、印刷、製本
 - ウ 原稿、データの入力及び集計
 - エ その他、沖縄県と協議を行った上で認める簡易な業務
- (7) 再委託先との追加契約

企画競争等の所定の手続きを経て契約した再委託先との追加契約は、原則として認めない。ただし、再委託先との契約後に発生した、事前に予期できなかった事由、天災等による不可抗力、緊急性のある対応については、沖縄県と速やかに協議を行い承認した場合に限り、追加契約を認めるものとする。

8 一般管理費

- (1) 一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。
- (2) 一般管理費は、次の計算式により算定すること。

【一般管理費の算定方法】

(人件費＋事業費－再委託費(※)) ×10/100 以内 (小数点以下切捨て)

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同事業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

[請負契約の例]

機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等

9 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は企画提案のために設定したものであり、事業執行のための業務委託仕様書は、業務委託契約前の協議において沖縄県から委託候補者に提示する。
- (2) 委託候補者選定後、企画提案内容を基本としつつ、予算や諸事情を勘案しながら、沖縄県との協議により実施内容を決定する。企画提案内容を全て実施することを保証するものではない。
- (3) 本事業は国庫補助を活用して実施するものであり、受託者は、会計管理にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に業務及び会計処理を行うこと。
- (4) この他、本仕様書に記載又は定めのない事項については、沖縄県観光振興課との協議により決定又は実施するものとする。

以上